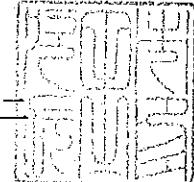


3 健保第 768-3 号
令和 3 年 10 月 19 日
(2021 年)

吹田市個人情報保護審議会会長様

吹田市長 後藤圭



番号法に基づく予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の
再実施に対する第三者点検について（諮問）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成 25 年法律第 27 号) 第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記の事項に係る意見を聞くこと
(第三者点検) について諮問します。

記

特定個人情報保護評価書（予防接種に関する事務 全項目評価書）

予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について（概要）

1 特定個人情報保護評価の再実施

本市が特定個人情報ファイルを保有する予防接種に関する事務については、従来、市民の一部（0～12歳の男女、12～16歳の女性及び65歳以上の男女 計約14万人）を対象として当該情報を取扱ってきました。そのため、本事務に係る特定個人情報保護評価については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という）第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という）第6条に基づき、その対象人数によるしきい値判断から重点項目評価を行い、平成27年10月、令和2年1月にそれぞれ評価書を公表しています。（【資料1】P8、10）

今般、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務において、国が構築したワクチン接種記録システム（VRS）の利用及び情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始にあたり、当該予防接種に関する事務の対象者が従来の予防接種対象者（約14万人）から全市民（約38万人）に引き上がったことに伴い、本事務に係る特定個人情報保護評価の評価方法が、重点項目評価から全項目評価へ変更となったことから、特定個人情報保護評価を再実施するものです。

評価書の修正案作成にあたっては、ワクチン接種記録システム（VRS）をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策に関する内容を追加したうえで、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という）第10の1（2）に定める審査の観点に則り、評価書の内容を再度点検し、法律の改正等に伴う記載内容の修正も行いました。

このたび、評価書の修正案に対する市民からの意見募集が完了しましたので、当該評価書について第三者点検をお願いするものです。（【資料1】P14）

なお、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有するとき、または保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該ファイルを保有する前または変更を加える前に評価を実施することを原則としています。しかし、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、可及的速やかにワクチン接種記録システム（VRS）を活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行が求められていたことから、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項（緊急時の事後評価）の規定に該当するものと認められたため、この時期に評価を実施しています。

2 特定個人情報保護評価書の主な内容

特定個人情報保護評価書には、従来から実施している予防接種に関する事務の実施内容に加え、新たに新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務についても記

載しています。

項目ごとの記載内容は以下のとおりです。

(1) 基本情報（【資料2】P3～6）

事務の全体像を把握するため、特定個人情報を取り扱う事務、使用するシステム、特定個人情報ファイル名、特定個人情報を取り扱う理由、個人番号の利用、情報提供ネットワークシステムによる情報連携等について記載しています。

(2) 特定個人情報ファイルの概要（【資料2】P7～15）

予防接種に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイル名、ファイルの基本情報（ファイルの種類・対象となる本人の数・対象となる本人の範囲・記録される項目等）、特定個人情報の入手・使用、ファイルの取扱いの委託、ファイルの提供・移転、ファイルの保管・消去について記載しています。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（【資料2】P16～26）

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定される各種のリスク（特定個人情報入手時のリスク、特定個人情報の使用時のリスク、特定個人情報ファイルの取扱いの委託時におけるリスク、特定個人情報の提供・移転時のリスク、情報提供ネットワークシステムとの接続時のリスク、特定個人情報の保管・消去時のリスク）について詳細に記載するとともに、その対策について記載しています。

(4) その他のリスク対策（【資料2】P27～28）

特定個人情報保護評価書に記載したとおりに運用を継続するための自己点検・監査体制や特定個人情報を取り扱う事務担当者に対する教育・啓発についてなどのリスク対策について記載しています。

(5) 開示請求、問合せ（【資料2】P29）

特定個人情報の開示・訂正・利用請求をする場合の請求先・請求方法等、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせなどについて記載しています。

(6) 評価実施手続（【資料2】P30）

予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価の実施手続について記載しています。

(7) その他（【資料2】P31）

変更箇所一覧表

3 特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点

個人情報保護委員会が特定個人情報保護評価書を審査する際の観点に基づき、予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の自己点検を行いました。（【資料3】）

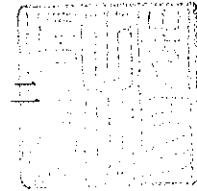
4 スケジュール

令和3年5月	ワクチン接種記録システム（VRS）利用開始
令和3年8月16日 ～9月15日	特定個人情報保護評価書（案）の市民からの意見募集 吹田市個人情報保護審議会による第三者点検
令和3年11月上旬頃	評価の完了及び個人情報保護委員会へ特定個人情報 保護評価書の提出
令和3年11月中旬頃	特定個人情報保護評価書の公表
令和3年11月下旬頃	情報提供ネットワークシステムによる情報連携開始
令和4年6月	

3 健健第 778-2 号
令和 3 年 10 月 19 日
(2021 年)

吹田市個人情報保護審議会会长 様

吹田市長 後藤圭二



個人情報の保護について（諮問）

吹田市個人情報保護条例第 12 条及び第 13 条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

市民サポーター制度に係る会員登録システムにおける個人情報の保護について

市民サポーター制度に係る会員登録システムについて

1 質問する項目 (質問の根拠)	<p>電子計算機処理の制限 (吹田市個人情報保護条例第12条) 実施機関以外のものとの電子計算機の結合の制限 (吹田市個人情報保護条例第13条)</p>
2 対象業務	市民サポーター制度に係る会員登録システム
3 業務の概要	<p>1 目的 現在、吹田市・摂津市両市にまたがる健都において、新たなヘルスケア産業の創出と市民の健康に係る行動変容の好循環を生み出すまちづくりを行っています。(参考資料1参照) 具体的な取組として、市民サポーターとして会員登録した者を対象に、企業等が新製品・新サービスの試作品を提供し、それを利用した市民サポーターが試作品を提供した企業等へ実証データ・市民ニーズ等を返すことにより、健都発の製品・サービスを生み出すとともに、市民の健康に係る行動変容を促す仕組みの構築(健都産学官民連携プラットフォーム構築事業)を摂津市と共同で進めています。</p> <p>市民サポーターとしての会員登録は、紙媒体でも受け付けますが、摂津市と共同で運営している健都ポータルサイト (https://kento.osaka.jp/) に会員登録フォームを作成し、オンラインでの会員登録も可能にすることで、幅広い年齢層の方の参加を図るものです。</p> <p>2 効果 より多くの幅広い年齢層の方に参加してもらうことにより、企業等と市民サポーターの双方向のフィードバックがより効果的なものになり、健都が目指すまちづくりに寄与するものです。</p> <p>3 個人情報の取扱い 健都ポータルサイト上の会員登録フォームで、個人情報の取扱いについて本人同意の上、個人情報を収集します。(参考資料2参照) 収集した個人情報は、(株) IDC フロンティアが提供</p>

	<p>するクラウドサービス上に仮想化技術により構築された DB サーバに保存され、管理者アカウントでのアクセスを許可された職員のみが個人情報データを閲覧又は CSV 出力することを可能とします。</p> <p>また、出力した CSV データは、本市 LG-WAN 接続 PC で管理し、さらに PC から出力した紙媒体は、鍵のかかるロッカーで保管します。</p> <p>また、退会を申し出た会員の個人情報については、出力したデータ・紙媒体及び DB サーバ上に保存された情報の即時削除を行います。</p>
4 情報セキュリティ対策	<p>4 情報セキュリティ対策</p> <p>(1) アクセス権者の制限</p> <p>吹田市のグローバル IP アドレスから接続し、管理者アカウントの ID 及びパスワードを入力することができる、健康まちづくり室の健都担当職員のみが、収集した個人情報へアクセスし、閲覧及び出力を可能とします。</p> <p>(2) 不正アクセス対策</p> <p>ファイアウォールを設置する等、安全性の高いネットワーク環境を実現するとともに、セキュリティ対策として、定期的、又は必要時に保守・運用委託事業者が点検を行い、必要な対策を提案・対応するよう、当サイトの保守・運用委託契約の仕様に定めています。</p>
4 個人情報の内容	市民サポーター制度会員登録希望者（吹田市民に限らない）の氏名・生年月・性別・住所・メールアドレス
5 審議に諮る理由	<p>新たに構築予定の市民サポーター制度の運営にあたり、当サイトに新たに個人情報を収集するシステムを導入するため、吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項により、諮問します。</p> <p>また、今回、クラウド上でのシステム構築を予定しているため、同条例第 13 条第 2 項により、諮問します。</p>
6 今後の予定	令和 4 年 2 月 1 日 稼働予定
7 担当室課	健康医療部健康まちづくり室